

本社等の重要拠点を移転・分散・拡充させたい  
事業者の皆様へ

## 滋賀県本社機能移転促進プロジェクトに基づく支援措置

本県への新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を促進します

### ■ 制度の内容

事務所・研究所・研修所（特定業務施設）の新増設、賃借等が対象です。

#### ○ 税制優遇制度の概要

##### 1 国税（法人税）※全国一律

	移転型（東京23区からの移転）	拡充型（他地域からの移転または県内企業の拡充）
1) オフィス減税	【対象】 取得価額2,500万円以上 （中小企業者1,000万円以上） 【内容】 建物、附属設備、構築物の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7% ※適用対象は新増設、新築の購入に限る。	【対象】 同左 【内容】 建物、附属設備、構築物の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4% ※適用対象は新増設、新築の購入に限る。
2) 雇用促進税制	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、1人あたり年間最大90万円の税額控除（3年間1人あたり最大170万円） ※適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、1人あたり年間最大30万円の税額控除 ※適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと

（注）原則、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません（上乗せ分を除く）。

##### 2 地方税（県税）

移転型（東京23区からの移転）	拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充）
・ 不動産取得税 課税免除 ・ 事業税 初年度（1/2） 2年目（3/4） 3年目（7/8）	・ 不動産取得税（本来税率の1/10）

（注）特定業務施設の用に供する減価償却資産で、取得価額が3,800万円（中小企業者は1,900万円）以上が対象。

事業者は、整備計画を作成し、計画開始前（新増設の場合は、建物の着工前、賃借の場合は、賃貸借契約締結前）に県の認定を受ける必要があります。

#### 【認定を受けるための主な条件】

- ① 本社機能（事務所・研究所・研修所）の整備（新設、増設、購入、賃借、用途変更）であること。
- ② 特定業務施設において、本社機能に従事する従業員数が5人（中小企業者\*1人）以上増加すること。  
移転型事業については、過半数が東京23区からの転勤であること、又は、初年度に増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること。  
特定業務施設における新規採用者の一部を、東京23区からの転勤者とみなすことができます。  
\*「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法に定義する中小企業者をいいます。
- ③ 地方活力向上地域内で実施されること。

適用期間：令和6年3月31日までに県の認定を受けること。（オフィス減税、地方税の優遇を受けるには、認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。）

#### ○ お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 産業立地推進室 TEL: 077-528-3792

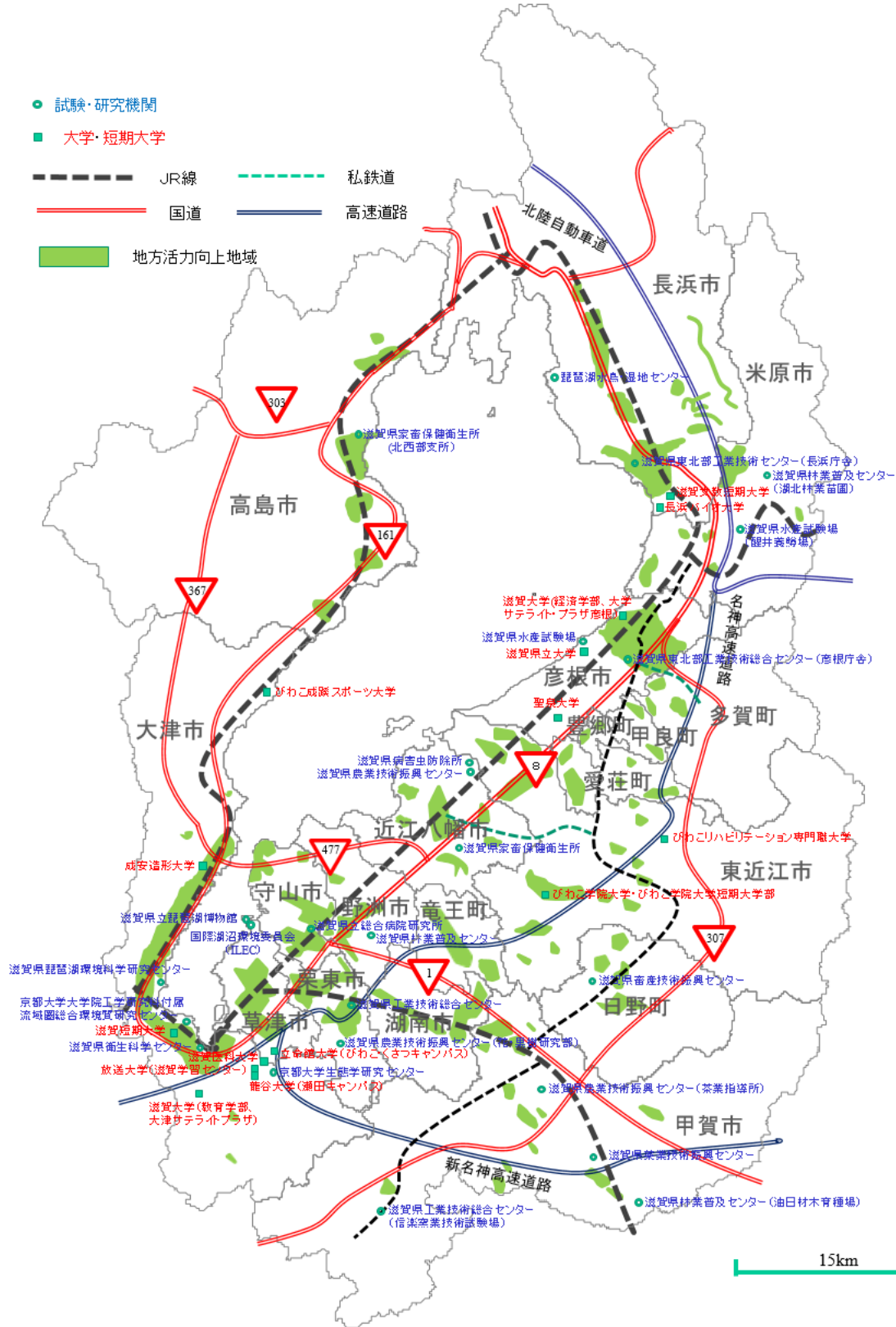
E-mail: [fd00050@pref.shiga.lg.jp](mailto:fd00050@pref.shiga.lg.jp)

県HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html> →



# 滋賀県本社機能移転促進プロジェクト

対象地域：滋賀県地方活力向上地域内



○地方活力向上地域の詳細は県HPに掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/japan/shigotosangyou/kougyou/17924.html>

TEL:077-528-3792 E-mail: [fd00050@pref.shiga.lg.jp](mailto:fd00050@pref.shiga.lg.jp)

